

平成26年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：平成26年4月22日（火）午前9時30分から午前11時30分まで
- ・場 所：向日市役所 第6会議室
- ・出席者：（委 員）大田直史委員、吉松裕子委員、酒井美智子委員、植田進委員
（説明員） 諮問事項1 小池高齢介護課長、林障がい者支援課長
諮問事項2 日下部健康福祉部次長、長谷川地域福祉課課長補佐
林障がい者支援課長
諮問事項3 紺野子育て支援課子育て支援係長
諮問事項4 川本税務課長、白波瀬市民税係長、松本主査
（事務局）酒井市民生活部長、小田市民生活部次長兼市民参画課長、
八木市民参画課主幹、藤野市民参画課課長補佐
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：
諮問事項1
京都府の「消費税アップに伴う弱者対策（重度障害者等緊急生活支援事業）」に伴う
目的外利用について
諮問事項2
臨時福祉給付金支給事務において、高齢基礎年金等の受給者等の個人情報を目的外利
用すること及び本人通知を省略することについて（条例第9条「利用及び提供の制限」
に関して）
諮問事項3
子育て世帯臨時特例給付金事務において、児童手当の受給者等の個人情報を目的外利
用することについて（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）
諮問事項4
京都地方税機構の「申告支援システム導入」に伴う電子的結合について（条例第11
条「電子計算機の結合の制限」に関して）

議事（要旨）

1 開会

2 議事 諮問事項1

京都府の「消費税アップに伴う弱者対策（重度障害者等緊急生活支援事業）」に伴う
目的外利用について

事務局

（審議事項の概要説明）

本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き
上げられ、京都府ではこの消費税アップに伴う弱者対策として重度障害
者等緊急生活支援事業の実施を予定されています。

この事業を行うに際しては、各市町村から重度障害者や要介護度の高
い方といった対象者のリストを京都府に提供する必要があります。

実施機関から実施機関以外のものへの個人情報の提供となることか

ら、個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づいて審議会に諮問するものです。また、対象者の方へは制度の事前通知が行われることから、個人情報保護条例第8条第4項に定められている本人通知については省略することを諮問するものです。

なお、類型としましては、「3 国、地方公共団体、公共的団体等が、法令等に基づく事務の執行に当たり、その職務を遂行する上で行う依頼、照会等に対して回答、報告する場合」に該当すると考えています。

実施機関

(制度の内容説明)

実施主体は京都府です。重度障害者や要介護度の高い高齢者等を対象として、これらの方が利用される介護用品の購入等への消費税増税に伴う影響を軽減することを目的として、生活必需品等を購入できる商品券を交付するという事業で、平成26年度の新規事業として実施されます。

平成26年1月1日時点において特別障害者手当等の受給者を対象とされています。

委員

添付されている様式1によれば、以前にも審議会で審議をした上で、京都府が実施される事業について、公益上特に必要があり本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがないので京都府に提供してもいいだろうと判断を下したことがあるということですね。性格的には非常によく似ている状況だと思います。

委員

提供する項目はすでに決まっているのですか。

実施機関

はい。

委員

私はこの事業について、市が京都府に情報を提供することについて問題がないと思います。そうすべきだと考えます。

委員

私も賛成です。

会長

提供先が京都府であるということで、個人情報保護条例等も当然整備されていますし、事業の目的も問題はないようです。個人情報を提供されるご本人にとっても有益な事業なので認めても問題がないと考えます。

他にご意見もないようですので、必要であると判断し、本件については終了します。

2 議事 諮問事項2

臨時福祉給付金支給事務において、老齢基礎年金等の受給者等の個人情報を目的外利用すること及び本人通知を省略することについて（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

事務局

(審議事項の概要説明)

本件も、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに対する施策です。国ではこの消費税アップに伴う弱者対策として臨時福祉給付金制度を創設し、支給事務を市町村が行うこととされています。

給付対象者は市民税の非課税者で、年金や福祉手当の受給者への加算措置も盛り込まれていることから、対象者の事前把握及び申請内容の確認のために、個人情報の利用が必要となります。この個人情報の目的外利用につきまして、個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づいて審議会に諮問します。また、対象者の方へは制度の通知が行われ、申請書に個人情報の利用の同意を求める文面を記載することから、個人情報保護条例第8条第4項に定められている本人通知につきましては省略することを諮問するものです。

なお、類型としましては、「7 実施機関の行政サービスの向上と行政手続の簡素化のために、個人情報を目的外利用等を行う場合」に該当すると考えています。

実施機関

(制度の内容説明)

本事業は、消費税の増税による低所得者の生活への影響を鑑み、暫定的、臨時的に行われる事業です。税制抜本改革法においてはこの簡素な給付措置を実施すると定められています。本事業は民法上の贈与契約となるため、行政処分ではないことから、不服申立の対象とはなりません。

実施主体は市町村です。実施に伴う経費等は国が全額を補助します。

支給額は対象者1名につき1万円を基本とし、老齢基礎年金等の受給者については5千円を加算します。

本市の支給対象者は約1万2千人で、市全体の人口の約22%で、加算措置の対象者は約6千人と試算しています。

ホームページではすでに概要のお知らせを掲載しており、順次更新する予定です。また、6月から広報でも繰り返しお知らせを行い、近隣市町村ともおおむね足並みをそろえていくこととしています。申請の受付開始は、市民税の課税状況が把握できる7月上旬から中旬を想定しており、受付期間は開始から3か月間の予定です。

対象者に可能な限り負担をかけることなく、早い時期に給付できることが市民サービスの向上につながると考えていることから、対象者を把握することが肝要です。仮に審議会の同意が得られない場合、本人同意を得ることになり多大な時間を要し、事務処理が停滞することはもとより、市民に煩雑な手続を強いることとなり、支給が遅れ、加算漏れなども懸念されます。

委員

外部提供ではないということですね。

実施機関

外部提供ではなく、目的外利用です。

委員

合理性という点も含めて考え、問題はないと考えます。

委員	利用する個人情報の内容はどのようなものですか。受給者の情報を包括的に利用するのですか。
実施機関	氏名、生年月日、性別、住所の4項目で、通知などの事務に必要な項目だけです。
委員	それでしたら、私も賛成です。
会長	その他、特に問題点がないようですので、必要であると判断し、本件については終了します。

2 議事 諮問事項3

子育て世帯臨時特例給付金事務において、児童手当の受給者等の個人情報を目的外利用することについて（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

事務局	<p>（審議事項の概要説明）</p> <p>本件も、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに対する施策です。2件目とほぼ同様の内容ですが、対象が子育て世帯への給付となっています。国では消費税アップに伴う子育て世帯への影響の緩和及び消費の下支えを行うために子育て世帯臨時特例給付金制度を創設し、支給事務を市町村が行うこととされております。</p> <p>給付対象者は児童手当の受給者であり、対象者の事前把握及び申請内容の確認を行うためには、児童手当にかかる個人情報の利用が必要となります。この個人情報の目的外利用につきまして、個人情報保護条例第9条第1項第5号に基づいて審議会に諮問します。また、対象者の方へは制度の通知が行われ、申請書に個人情報の利用の同意を求める文面を記載することから、個人情報保護条例第8条第4項に定められている本人通知につきましては省略することを諮問するものです。</p> <p>なお、類型としましては、「7 実施機関の行政サービスの向上と行政手続の簡素化のために、個人情報を目的外利用等を行う場合」に該当すると考えています。</p>
実施機関	<p>（制度の内容説明）</p> <p>子育て世帯臨時特例給付金は、臨時的な給付措置とされており、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として併給調整の上支給することとなっています。</p> <p>費用は全額国費で負担されますが、実施主体は市町村です。</p> <p>仮に審議会の同意が得られない場合や通知が省略できない場合、約5千人の児童手当受給権者の確認作業や本人同意に膨大な時間を要し、給付時期が遅れることが懸念されます。</p>
委員	外部提供ではないということですね。
実施機関	外部提供ではなく、目的外利用です。

委員	児童手当の受給者台帳を丸ごと使わなければならないのですか。
実施機関	そうなります。
委員	どのような情報が記載されていますか。
実施機関	受給者台帳は対象児童の把握をして記載しています。
委員	所得制限はありますか。
実施機関	児童手当には所得制限があり、特例給付制度がありますが、今回の給付には所得制限はありません。
委員	所得制限がないということは、児童手当受給者台帳に載っている人は全員支給対象だから、丸ごと必要であり、事務に必要な情報はな いということですか。
実施機関	そうです。
委員	通知を省略する理由としては、申請書に同意を得るからということ ですか。
事務局	そうなりますが、事前把握し、通知することは目的外利用になると考 えます。また、通知を行えば、多大な事務が発生し、給付が遅れてしま うなども懸念します。
会長	それでは、特に問題点がないようですので、必要であると判断し、本 件については終了します。

2 議事 諮問事項4

京都地方税機構の「申告支援システム導入」に伴う電子的結合について（条例第11条「電子計算機の結合の制限」に関して）

事務局	<p>（審議事項の概要説明）</p> <p>京都府と、京都市を除く府内25市町村は、賦課徴収業務の一部を共同で実施する組織として、広域連合「京都地方税機構」を設置しています。市民の利便性の向上及び事務の効率化を進めるため、平成26年度から、申告支援システムの導入を予定していますが、このシステムを実現するためには、本市の税システムと京都地方税機構のシステムを電子的に結合する必要があります。</p> <p>個人情報保護条例第11条では、電子計算機の結合が制限されているところではありますが、同条第2号では「公益上特に必要があり、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき」が掲げ</p>
-----	---

られ、その条件として、同条第2項においては「あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない」と定められていることから、今回諮問するものです。

本市の条例における「電子的結合」は、「実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により結合される通信技術を用いて、個人情報等を随時入手、蓄積又は提供し得る状態になっている場合をいいますので、電子的結合がなされていても通常相手方からアクセスできず、不定期又は特定の時期に相手方に情報を送信するだけの場合は該当しません。」と定められています。今回計画されているシステムは、京都地方税機構との随時の双方向通信を想定しているものです。

実施機関 (制度の内容説明)

申告支援システムは京都地方税機構に置かれることとなっており、このシステムと既存のネットワークである本市の税情報システムを京都デジタル基盤ネットワークを経由して結合するものです。結合することにより、京都地方税機構の申告支援システムを利用することができるようになりますが、ネットワーク上で相互の参照が行われるようになります。

申告支援システムを導入することにより、所得税及び住民税の確定申告時の市民の利便性向上と申告誤り等の軽減を期待できます。

委員 申告支援システムというもののイメージがわからないのですが、誰が操作するものですか。

実施機関 申告支援システムは住民税のためのシステムで、職員が申告者と面談する上で操作するものです。

委員 元もと向日市がもっていたデータを利用するだけではないのですか。

実施機関 申告支援システムは、現在利用しているシステムのパッケージに含まれていません。先行導入した自治体ではかなりの利便性の向上が報告されています。京都地方税機構は平成22年から事務の共同化を進めているが、課税業務の共同化の前段階として、申告支援システムを、スケールメリットを活かして導入するものです。京都地方税機構が導入したシステムを利用する形となります。

委員 それを使うためには、電子的結合をしなければならないと。

実施機関 そうです。情報を入れます。

委員 電子的結合をしてしまうと、京都地方税機構からも向日市のデータを閲覧できるようになるということですか。

実施機関 それはできないようになっています。

委員 向日市からは、地方税機構のデータを取ることができるのですか。

実施機関 京都地方税機構には、それぞれの市町村に向けた専用のサーバが用意され、そこへ電子的結合を行い、それぞれが利用します。

委員 それならば向日市にサーバを設置して、外部とはつながらずに利用すればいいのではないのですか。

実施機関 共同導入したシステムと既存システムを結合することにより、コスト面で有利に進めていくことを想定しています。

委員 向日市は財政的に厳しいのですか。

実施機関 否定はしませんが、京都地方税機構は業務の共同化と標準化を進めることを目的としています。

会長 スケールメリットとしてどのくらいのものを見込んでいますか。金銭的に表してもらえれば、とてもわかりやすいんですが。

実施機関 本日、手持ちに資料がありませんが、単独での導入よりもかなり安くなります。
 高齢化により年金の申告のために、来訪者が増えている。税務署の相談窓口も減っており、市役所への来所者は多く、申告期の1か月で約1,800人の方がいらっしゃいます。
 年金の申告は税務署では受け付けられないものもあり、年々来庁者は増加傾向にあり、混雑して待ち時間も発生しています。
 正確を期するためには、過去のデータも参照した上で・・・

委員 過去のデータといわれますが、申告はその年のものですね。

実施機関 過去のデータから家族構成や申告状況を確認することができます。ご本人が忘れていらっしゃる場合もあります。

委員 住所や氏名や生年月日ぐらいのことではないのかと。

実施機関 扶養関係の異動の確認についてはかなり有効です。

委員 そこまで市が見てあげないといけないのか。

実施機関 正確を期するためには必要だと考えています。
 給与所得者や年金受給者の場合、申告期にはある程度該当年のデータがそろってきます。複数からの受給者の申告に漏れがあった場合など、相談時に指摘が可能になります。税務署の手間も省けることから、内部

事務的にはもちろん、市民サービスの向上にもつながります。

高齢者の方は、申告すべき収入を把握されていなかったり、前年の控除の条件を把握されていなかったりします。申告漏れにより、過払いが生じてしまうこともあります。そのような情報は、住民税担当としては、できる限りお伝えしたいと考えています。申告支援システムは、これまでよりも一歩先を行く住民サービスを提供できるものであると考えています。

委員 電子計算機の結合が制限されている趣旨としては、個人情報の流出や個人情報保護の観点からだと思うんです。条例でも実施機関が「特に必要」とされていますので、かなり高度の必要性がないと認められないのではないかと思うんですが。

委員 大事なことはセキュリティをどう確保するかということだと思います。合理的、効率的に個人情報保護が確保されるシステムであれば、私は時代の方向性として正しいと思います。

委員 事務方としては、正確を期して市民サービスにつなげていこうとすれば導入が必要だということは、よくわかります。
ポイントはセキュリティをどう確保するかということだと思います。仕組みは専門家にしかわからないのかもしれませんが。

会長 それぞれのセキュリティはどのように確保されているのでしょうか。外には出ない、閉じられたネットワークなのですか。

実施機関 ネットワークは、閉じた世界の話です。
京都税機構のデータセンターのセキュリティについてもかなり厳しいということです。

委員 審議事項1～3と比べると、異質ですね。基本的なことを聞きますが、これは本当にこの審議会で審議すべき事項なんですか。

委員 方向性は否定しません。やっていかざるを得ないだろう。しかし、意見を付けるとすれば、セキュリティをいかに確保するかということだと思います。裏付けもあるのですが、さらに注意を払って運用してもらおうということしか、我々はいいようがない。

会長 最終的には実施機関で判断をされるということですが・・・

委員 審議会の意見としては、反対ということになるのでしょうか。結論を出さないと、答申ができなくてはいけません。私は先ほど申し上げたように反対ですので、他のかたのご意見はいかがでしょうか。

委員 私は方向性としてはやむを得ないと思います。

- 委員 私は、確定申告のためだけならば、別に必要がないと思います。メリットが見えないのに、すべてがそこに入ってしまうという怖さというのを感じます。
- 会長 申告支援システム、税機構での共同化、一元管理と、果たしてどこまでが必要なのかということに疑問があるようです。リスクとしては、そういったセンシティブな情報の漏洩です。
私はやむなしという意見です。
- 委員 必要性と個人情報保護が押さえられるのなら、私は反対する意味はないと考えます。
- 委員 今のお話で、公益上特に必要ではないと私は考えているのですが。
- 委員 私は、全体としては否定できないと考えています。セキュリティが保障されるのなら、私はそれを付帯意見として付け加えて、審議会としてまとめるべきではないかと思います。
- 委員 確定申告だけではないのかもしれませんが、市民の利益として感じるのはいくらぐらいのことで、市のシステムだけで十分なのではないですか。
- 事務局 再度、実施機関で論点を整理させていただいて、もう一度お集まりいただき、ご審議いただくということでいかがでしょうか。
- 会長 けっこうです。
審議事項4は継続ということで、以上で、本日の会議を終わらせていただきます。